やむを得ず身体拘束等実施する場合の手続き　フローチャート

身体拘束等が必要と考えられる事態発生

①緊急適正化検討委員会の招集
切迫性・非代替性・一時性の３要件を満たしているかを含め、担当部署で確認、検討した上でサビ管、看護師に相談、身体拘束等の要否を施設長、副施設長、他委員により確認、検討する。
②個別支援計画書に記載
③緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書の作成

施設長に報告する（①で施設長不在の場合）

④利用者様、ご家族に報告、説明する

⑤身体拘束実施（説明書に従い）→　経過観察記録記入

⑥個別支援計画書の発行

⑦緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書の発行

⑧身体拘束適正化検討委員会・個別支援会議・部署会議等による見直し、再検討
　身体拘束廃止、解除に向けた上記各会議による再検討を踏まえ、臨時身体拘束適正化検討委員会により、施設長、副施設長、部長、課長、サビ管、主任、チーフ、看護師、委員等により最終的に再検討を行う。　　＊各会議録により詳細を記録する

⑨結果に基づく個別支援計画の再策定

⑩利用者様及びご家族等に説明・報告

（継続の場合）

身体拘束廃止